

# 中小企業等に対する支援制度

下川町産業振興基本条例

下川町

# 支援制度の概要

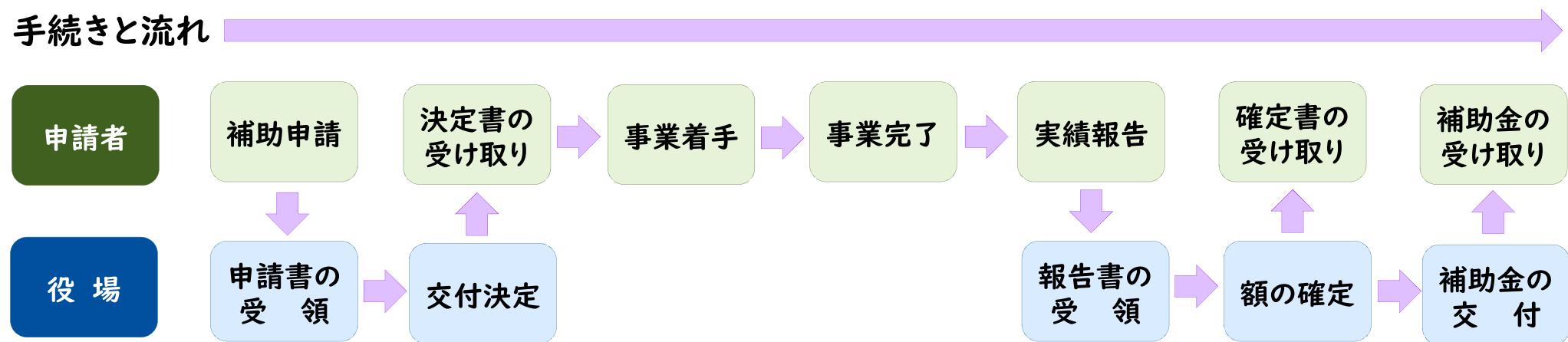
中小企業支援制度は、地域の産業と社会の発展に寄与することを目的に、中小企業等の経営基盤の強化や

経営の革新、商店街の活性化、起業などの取り組みを支援する制度です。

制度の活用にあたっては、法律や条例、規則等のルールを守らなければ該当になりませんので、ご注意ください。

制度の内容や手続き方法、不明な点など遠慮なくご相談ください。

## 手続きと流れ



※これは、一般的な手続きと補助金を受け取るまでの流れです。変更や中止をする場合は、ほかの手続きが必要になります。

※交付決定日前の事業の着手はできません。

※補助事業により取得、増加した財産については、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ耐用年数を経過するまでは、補助金の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保とすることはできません。

# 用語の意味

## 中小企業者

①製造業、建設業、運輸業の場合(②～④を除く)

　資本金3億円以下または従業員300人以下の会社、個人

②卸売業の場合

　資本金1億円以下または従業員100人以下の会社、個人

③サービス業の場合

　資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社、個人

④小売業の場合

　資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社、個人

## 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、

企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

## 中小企業任意団体

複数の中小企業者で構成する任意団体

## 商店街・商店街連合会

商店街で構成する団体、商店街団体で構成する連合会

## 起業家

起業しようとする個人、団体、起業後の中小企業者

## 事業承継予定者

前経営者から事業を承継しようとする個人、会社

## 経済団体等

産業振興に関わる団体並びに組織

## 新商品・新サービス

中小企業者等が市場に提供していない商品またはサービス

## 新分野進出

日本標準産業分類の大分類を超える業種への進出(農業、林業、建設業、卸売小売業等)

## 空き店舗

小売業、サービス業で使われていた施設

## 施設整備

小売業、サービス業で使われている施設、または商品やサービスを提供する施設の改修

## 事業承継

経営者から後継者への事業の引き継ぎ(役員交代を除く)

## 起業

審査を経て、下川町で新たに起こされる事業



# 経営基盤強化及び経営革新事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体 ④経済団体等	新商品・新サービスのための調査研究、開発	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	自社製品の開発
	新商品・新サービスのための施設整備、設備導入	工事請負費、備品購入費（中古含む）、委託料	3分の1以内	1,000万円	自社製品の製造のための設備導入
	町外で行う商談会、展示会、イベントの開催・出展及び商品の改良（販路拡大等）	旅費、賃金、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	イベント出展、製品の改良、ホームページ作成（更新含む）
	新分野進出に伴う調査研究（日本標準産業分類の大分類を超える業種に進出する場合をいう）	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	小売業から製造業への進出
	新分野進出に伴う施設整備、設備導入（日本標準産業分類の大分類を超える業種に進出する場合をいう）	工事請負費、備品購入費（中古含む）、委託料	3分の1以内	1,000万円	製造機器の導入、施設整備
	デジタル技術の導入、省エネルギーや再生可能エネルギー機器の導入	工事請負費、備品購入費（中古含む）、委託料	2分の1以内	1,000万円	セルフレジ、配膳ロボットの導入



## 人材育成事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①中小企業者 ②中小企業団体 ③経済団体等	企業、中小企業大学校等で実施する研修、中小企業振興のための研修会の開催、資格取得及び人材募集	旅費、手数料、受講料、消耗品費	2分の1以内 (ただし人材募集については3分の2以内)	50万円 (80万円)	資格取得、各種セミナー受講、車輌免許取得、求人サイトの利用

## ◆◆ 商店街活性化事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体 ④商店街・商店街連合会 ⑤経済団体等	町内でのイベントの開催	旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、使用料、謝礼	3分の1以内	10万円	商店会イベント、周年イベント
①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体 ④経済団体等	空き店舗の改修又は、解体及び新築	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費、工事請負費	3分の1以内	400万円	古い店舗を解体し、跡地に店舗を新築
	店舗、事務所及び附帯する倉庫、物置等の解体及び撤去	委託料、使用料、工事請負費	2分の1以内	50万円	事務所、倉庫、車庫の解体撤去
①中小企業者 ②中小企業団体 ③経済団体等	店舗、事務所等に伴う建物の新設及び改修	原材料費、委託料、外注加工費、使用料及び賃借料、改修費	3分の1以内	100万円	店舗改修

# ✧ 事業承継事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①事業承継予定者 (同一法人内における役員の交代を除く)	技術取得、研修、販路開拓	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	研修旅費、チラシ印刷
	施設整備、設備導入	備品購入費(中古含む)、工事請負費	2分の1以内	380万円	店舗改修、機械導入
①中小企業者 ②中小企業団体	事業承継予定者に行う技術指導	—	日額 3,000円以内	最大1年間	—
①事業承継予定者 (同一法人内における役員の交代を除く)	貸付金(経営を5年間継続した場合は償還債務を免除)	—	月額 200,000円	原則1年間	—
①中小企業者 ②中小企業団体	会社の評価を定量的に表す評価	手数料	2分の1以内	100万円	企業評価



## 起業化促進事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①起業家	起業化計画に基づく資格取得、研修	旅費、原材料費、謝礼、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	研修旅費、チラシ印刷
	起業化計画に基づく施設整備、設備導入	工事請負費、備品購入費（中古含む）、委託料	2分の1以内	380万円	新規創業のための設備導入、店舗改修
	起業化計画に基づく事業（コミュニティビジネス）	旅費、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費	2分の1以内	50万円	小規模ビジネス



## 産業間連携事業

対象者	事業内容	対象経費	補助率	限度額	具体例
①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	各産業が連携して事業者が行う調査研究、新商品開発、販路拡大等	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	6次産業化のための調査研究

## お問い合わせ先

下川町産業振興課 商工観光係  
〒098-1206  
北海道上川郡下川町幸町63番地  
TEL:01655-4-2511 FAX:01655-4-2517  
MAIL:syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp  
URL:<https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/>